
米国の反マネーロンダリング規制 について

2008年3月22日
尾崎 寛

本資料は、作成日時点で入手し得る公開資料及び一般に信頼できると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性につきまして保証するものではありません。本資料の内容につきましてはあくまで筆者個人の意見を示すものに過ぎませんので、ご利用に際してはご自身の判断にてお願い致します。また、本資料の一部または全部を電子的または機械的な手段を問わず、筆者に無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

1. マネーロンダリングの定義

国際連合:国際組織犯罪防止条約

The conversion or transfer of property, knowing that such property is the proceeds of crime, for the purpose of concealing or disguising the illicit origin of the property or of helping any person who is involved in the commission of the predicate offence to evade the legal consequences of his or her action; or the concealment or disguise of the true nature, source, location, disposition, movement or ownership of or rights with respect to property, knowing that such property is the proceeds of crime. (Article 6, UN Convention Against Transnational Organized Crime, 2000年11月 国際組織犯罪防止条約 (パレルモ条約)).

米国連邦検査官協議会

Money laundering is the criminal practice of processing ill-gotten gains, or “dirty” money, through a series of transactions; in this way the funds are “cleaned” so that they appear to be proceeds from legal activities.

Bank Secrecy Act/Anti-Money Laundering Examination Manual by Federal Financial Institutions Examination Council (FFIEC) 2007

マネー・ローンダリング (Money Laundering 資金洗浄) とは、違法な行為による収益の出所を隠すこと。
(警察庁刑事局組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官HP)

2. マネーロンダリングの手法

マネーロンダリングの手法は、Placement, Layering, Integrationの三つの手法に大別され、通常、これらの手順が、別々にあるいは同時に実施される。

Placement(「預入」)

プレースメントとは、犯罪行為から得られた一定の現金を、金融システムあるいは合法的な商業サービスへと物理的に預け入れることを指す。(含むStructuring)

Layering(「分別」)

レイヤーリングは、現金の出所を、幾つかの金融機関との取引を通すことによって、犯罪活動という大元から分離することを指す。これには、資金の電子送金による移動も含まれる。

取引は単一あるいは複数の口座で実施されることがある。

Integration(「統合」)

インテグレーションは、違法行為によって得られた資金と合法的に得られた資金を統合し、所有権について合法的な根拠を持たせることを指す。

ストラクチャリングは、大きな金額の現金取引を、複数の小口取引に分割することによって、大口取引報告や疑わしい取引報告及び、その記録保持の網から逃れる手続きを指す。

3. 米国におけるマネロン担当官庁 = 財務省

- 財務省 財務長官 Secretary of U.S. Treasury 財務長官H.Paulson
 - 財務省 財務副長官 Deputy Secretary of U.S. Treasury 財務副長官Robert Kimmitt
 - Under Secretary, Office of Terrorism and Financial Intelligence (TFI)
 - テロリズム、金融犯罪、情報分析担当 次官 Stuart Levey (元司法省検事)
 - テロリズム・金融担当 次官補 Patrick M. O'Brien (元司法省テロ担当)
 - 情報分析担当 次官補 Janice Bradley Gardner (財務省)
 - テロリズム、金融犯罪、情報分析担当 次官補代理 Daniel Glaser (弁護士出身、Secret Serviceの法務担当を皮切りに財務省内で一貫して金融犯罪と取り組む)
 - ・ Office of Foreign Assets Control (OFAC) 外国資産管理室
 - Director Adam J. Szubin (前職は財務省テロ担当次官補佐官、元司法省検事)
 - ・ Financial Crimes Enforcement Network (FinCEN) 金融犯罪執行機関連絡室
 - Director James H. Freis, Jr. (前職は財務省法務担当官、弁護士, JD, CFA)
- (米国財務省内の他の関係部室)
- ・ Treasury Executive Office for Asset Forfeiture (TEOAF)
 - ・ Assistant Secretary, Office of Intelligence and Analysis (OIA)
 - Deputy Assistant Secretary, Office of Intelligence and Analysis (OIA)
 - Deputy Assistant Secretary, Office of Security
 - ・ Assistant Secretary for Terrorist Financing
 - Deputy Assistant Secretary, Office of Terrorist Financing and Financial Crime (TFFC)
 - Internal Revenue Service – Criminal Investigation (IRS-CI)

戻る 進む 中止 更新 ホーム お気に入り 履歴 印刷

アドレス(D) <http://www.ustreas.gov/organization/org-chart-122005.pdf>

テロリズム、金融犯罪、情報分析担当 次官
Stuart Levey (元司法省検事)

移動 リンク

キミット財務副長官

THE DEPARTMENT OF THE TREASURY

テロリズム・金融担当 次官補
Patrick M. O'Brien (元司法省テロ担当)

情報分析担当 次官補
Janice Bradley Gardner

OFAC
Szubin室長

FinCENは次官直轄

Legal Division

Office of the Comptroller of the Currency

Office of Thrift Supervision

United States Mint

Bureau of Engraving and Printing

Internal Revenue Service

Financial Management Service

Bureau of the Public Debt

TREASURY BUREAUS

*Unless otherwise indicated, all Bureaus report through the Deputy Secretary to the Secretary.

1/1 279.4 x 215.9

ページが表示されました

LA 般

CAPS KANS

5 . Office of Foreign Assets Control (OFAC) 米国財務省外国資産管理室

- 米国財務省の対外資産管理・通商規制は、1812年米英戦争に始まり、南北戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦などの対外戦争の都度、敵性国資産の凍結、通商規制を行っている。
- 現在のOFACは、1950年の朝鮮戦争への中国参戦を機に創設されたもの。
- OFACが業務を遂行する場合の根拠となる連邦法、規則：
 - Trading with the Enemy Act of 1917 (TWEA) (北朝鮮、キューバ)
 - International Emergency Economic Powers Act of 1977 (IEEPA) 国際緊急事態経済権限法 (リビア、イラク、セルビア・モンテネグロ・ボスニア、スーダン、イラン、テロ、麻薬、ビルマ)
 - United Nations Participation Act (イラク、リビア、セルビア・モンテネグロ・ボスニア)
 - International Security and Development Cooperation Act (イラン)
 - Cuban Democracy Act (キューバ)
 - Cuban Liberty and Democratic Solidarity Act (キューバ)
 - Anti-terrorism and Effective Death Penalty Act (キューバ、北朝鮮、イラン、イラク、シリア、スーダン)
 - Foreign Narcotics Kingpin Designation Act
 - U.S. Criminal Code

6. OFACによる制裁対象

● 制裁対象

- 制裁対象国政府、公営企業
- 制裁対象国内の個人、法人
- 制裁対象国民(国外も含む)
- 特定個人 Specially Designated Nationals (SDNs)
- 特定テロリスト Specially Designated Terrorists (SDTs) or Specially Designated Global Terrorist (SDGTs)
- 特定麻薬取引者
- 特定大量破壊兵器取引者
- 核拡散防止の観点から問題ある法人、個人、 等

* 上記データは2008年2月 現在のもの (<http://www.treasury.gov/offices/enforcement/ofac/programs/index.shtml>)。

7. OFACによる制裁対象

【取引そのものが原則禁止されている国】

- ・ キューバ
- ・ ミャンマー (米国政府による呼称は1989年の軍政移行以降も「ビルマ」)
- ・ 北朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国)
- ・ スーダン
- ・ イラン

【特定の個人・団体との取引が禁止されている国】

- ・ 旧ユーゴスラビア(セルビアとモンテネグロ)、マケドニア等バルカン諸国
- ・ コートジボアール
- ・ イラク
- ・ リベリア
- ・ ジンバブエ
- ・ シリア
- ・ ベラルーシ
- ・ コンゴ共和国

* 上記データは2008年2月 現在のもの (<http://www.treasury.gov/offices/enforcement/ofac/programs/index.shtml>)。

8. SDNリストの例

- ◆ このようなリストが非定期的に (必要に応じて適宜) Updateされる。
- ◆ ちなみのこのリストは略250ページ。
- ◆ システムにUploadできるように電子データの形式でもホームページに掲示される。

しおり
サムネール



OFFICE OF FOREIGN ASSETS CONTROL

SPECIALLY DESIGNATED NATIONALS AND BLOCKED PERSONS

February 20, 2007

17 NOVEMBER (a.k.a. EPANASTATIKI ORGANOSI 17 NOEMVRI; a.k.a. REVOLUTIONARY ORGANIZATION 17 NOVEMBER) [FTO] [SDGT]	"SOLIMAN"; DOB 6 May 1969; nationality Malaysia (individual) [SDGT]	Fadil Nazzal; a.k.a. AL-MUHAJIR; a.k.a. AL-ZARQAWI, Abu Mus'Ab; a.k.a. GHARIB; a.k.a. KHALAILAH, Ahmed Fadeel; a.k.a. KHALAYLEH, Fedel Nazzel; a.k.a. "MOUHANAD"; a.k.a. "MOUHANNAD"; a.k.a. "MUHANNAD"; a.k.a. "RASHID"; DOB 20 Oct 1966; POB Zarqa, Jordan; citizen Jordan; National ID No. 9661031030 (Jordan); Passport Z264968 (Jordan) (individual) [SDGT]
32 COUNTY SOVEREIGNTY COMMITTEE (a.k.a. 32 COUNTY SOVEREIGNTY MOVEMENT; a.k.a. IRISH REPUBLICAN PRISONERS WELFARE ASSOCIATION; a.k.a. REAL IRA; a.k.a. REAL IRISH REPUBLICAN ARMY; a.k.a. REAL OGLAIGH NA HEIREANN; a.k.a. RIRA) [FTO] [SDGT]	ABAS, Nasir (a.k.a. ABAS, Mohamad Nasir; a.k.a. BIN ABAS, Mohammed Nasir; a.k.a. BIN ABAS, Sulaiman; a.k.a. "KHAIRUDDIN"; a.k.a. "SOLIMAN"; DOB 6 May 1969; nationality Malaysia (individual) [SDGT]	'ABD ALLAH, 'Issam 'Ali Muhammad (a.k.a. 'ABD-AL-'IZ; a.k.a. ABD-AL-WAHAB, Abd-al-Hai Ahmad; a.k.a. ABU YASIR; a.k.a. AL-KAMEL, Salah 'Ali; a.k.a. MUSA, Rifa'i Ahmad Taha; a.k.a. TAHA MUSA, Rifa'i Ahmad; a.k.a. THABIT 'IZ; DOB 24 Jun 54; POB Egypt; Passport 83860 (Sudan); alt. Passport 30455 (Egypt); alt. Passport 1046403 (Egypt) (individual) [SDT]
32 COUNTY SOVEREIGNTY MOVEMENT (a.k.a. 32 COUNTY SOVEREIGNTY COMMITTEE; a.k.a. IRISH REPUBLICAN PRISONERS WELFARE ASSOCIATION; a.k.a. REAL IRA; a.k.a. REAL IRISH REPUBLICAN ARMY; a.k.a. REAL OGLAIGH NA HEIREANN; a.k.a. RIRA) [FTO] [SDGT]	ABASTECE DORA NAVAL Y INDUSTRIAL, S.A. (a.k.a. ANAINSA), Panama [CUBA]	ABD AL-RAHMAN, Abdullah Muhammad Rajab (a.k.a. ABU AL-KHAYR, Ahmad Hasan); DOB 3 Nov 1957; POB Kafr al-Shaykh; nationality Egypt (individual) [SDGT]
2000 DOSE E.U. (a.k.a. DOMA E M), Calle 31 No. 1-34, Cali, Colombia; NIT # 805015749-3 (Colombia) [SDNT]	ABAUNZA MARTINEZ, Javier; DOB 1 Jan 1965; POB Guernica, Vizcaya Province, Spain; D.N.I. 78.865.882 (Spain); Member ETA (individual) [SDGT]	'ABD AL-RAHMAN, Humam 'abd al-Khalik (a.k.a. ABD AL-GHAFUR, Humam 'abd al-Khalik
2000-DODGE S.L., Calle Gran Via 80, Madrid, Madrid, Spain; C.I.F. B83149955 (Spain) [SDNT]	ABBAS, Abdul Hussein, Italy (individual) [IRAQ2]	
	ABBAS, Abu (a.k.a. ZAYDAN, Muhammad); DOB 10 Dec 1948; Director of PALESTINE LIBERATION FRONT - ABU ABBAS FACTION (individual) [SDT]	
	ABBAS, Kassim, Lerchesbergring 23A, D-60598, Frankfurt, Germany; DOB 7 Aug 1956; POB	

1/262 215.9 x 279.4 ミリ

ページが表示されました

スタート <http://www.treas.go...> Microsoft PowerPoint - ... CAPS KANA 13:47

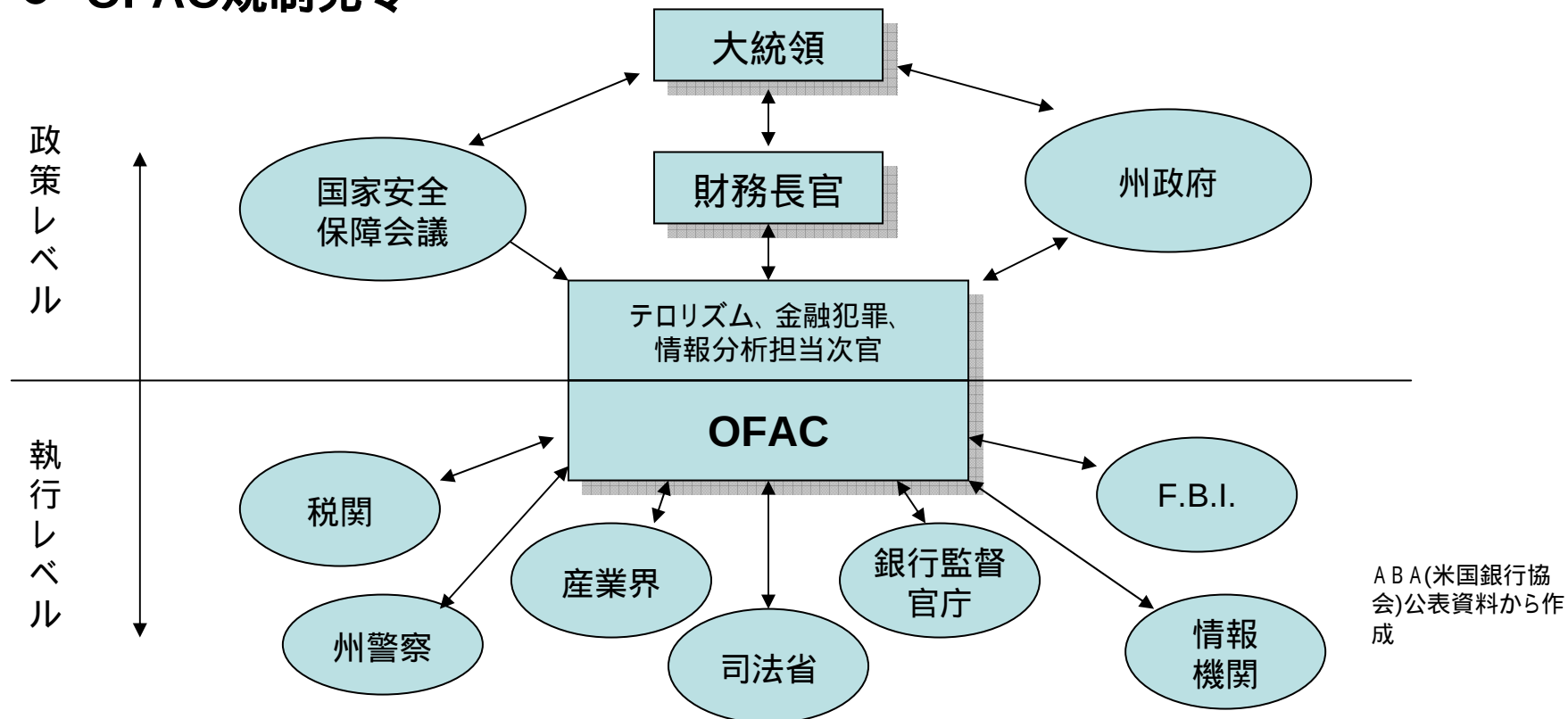
9. OFACを遵守しなければならない者

- 原則 “U.S. persons” (個人、法人)
 - ・ 含む米国外の米国籍個人・法人
- 米国以外の個人・法人が関係するケース
 - ・ キューバ向けの経済制裁は、米国内外の米国籍個人/法人のみならず、米国内の外国個人・法人
 - ・ テロリスト向け金融に関する大統領令 (President Bush's Executive Order of September 23, 2001) は、米国内外の米国籍個人・法人のみならず、米国内の外国個人・法人に遵守義務あり。

【特に注意すべきは、金融機関については、外国銀行在米支店も米国金融機関と看做されること】

10. OFACに基づく措置発動の枠組み

- 米国国家安全保障会議(National Security Council, NSC)、国務省等の主導により、制裁についての大枠方針決定
- 大統領行政命令(President Executive Order)発令
- OFAC規制発令



11. OFACに基づく措置の概要

- **Blocking: 該当者の資産や口座を凍結**
 - ・ 米国金融機関は、OFACの該当者の資産や口座が米国内にある場合は、すみやかに凍結。
 - ・ 凍結した場合は、他の口座と分別されたblocked accountに移管、制裁措置が解除されるまで保管(金利は市中金利が支払われる)。
 - ・ 資産、口座を凍結した場合は、OFACに報告。
- **Rejecting: 該当者との取引を禁止、もしくは、拒否**
 - ・ 凍結措置が求められていない取引であるが、制裁対象に関連する取引であることが判明した場合は、その取引を拒絶(送金の場合は、組み戻し)。

(注) 「凍結」か「拒否」かは、それぞれの制裁プログラムの内容次第。SDNリスト対象者・団体、制裁対象国の政府に関する取引は、基本的に「凍結」。

他方、イラン関係や、イラク、スーダン関連では、政府及び特別指定者以外は、凍結不要であり、取引を拒絶すればよい。

12. OFACに基づく許認可・報告

- 個別の取引やある種の取引全部について許認可を得れば制裁対象国との取引が認められることもある
 - ・ 許認可はケースバイケースで判断される。
 - ・ 審査は、先着順に処理される、といわれている。
- 報告
 - ・ 凍結措置をとった場合は、10日以内(都度)、および、毎年9月末(6月末現在)に定例報告。
 - ・ 禁止、拒否措置をとった場合は、10日以内(都度)に報告。
 - ・ 関連資料は、凍結終了後、少なくとも5年間保管。

13. OFAC規制違反に対する罰則

- 仮違反通知 (Pre-penalty Notice)
まずは、違反内容および罰金額を記した、仮違反通知が送達される。
- 仮違反通知内容に関する事実確認および交渉
- 仮違反通知の受入(Settlement)
- 受入不可の場合は、公聴会の開催を要請することも可能(Hearing)
- 罰則等(Penalties)
適用される法律、制裁プログラムにより、各々ガイドラインが定められている。
 - ・ 民事制裁 civil penaltyは、一件当たり、250千ドルの民事過料金(*)。
 - ・ 刑事罰 criminal penaltyは、一件当たり、20年までの禁固刑を含む、1百万ドル迄の罰金。

(*) 2006年5月に従来的一件当たり11千\$から50千\$に引き上げ、更に、2007年10月に50千\$を250千\$に引き上げた。(なお、米国財務省は自主開示を促すために、罰金の減額を認めている。→ National Bank of Australiaのケース 2007年9月 次項)

14 . O F A C 規制違反に対する罰則

OFACの罰金が減免されたケース

National Bank of Australia (2007/9/7)

ENFORCEMENT INFORMATION FOR SEPTEMBER 7, 2007

Information concerning the civil penalty process is discussed in OFAC regulations governing the various sanctions programs or, in the case of sanctions regulations issued pursuant to the Trading with the Enemy Act, in 31 CFR part 501. Civil penalty procedures are also discussed in OFAC's proposed Enforcement Guidelines, 68 FR 4422 – 4429 (January 29, 2003). However, please note that, for banking institutions regulated by one of the agencies belonging to the Federal Financial Institutions Examination Council, the proposed enforcement guidelines have been withdrawn and replaced by an interim final rule ("Economic Sanctions Procedures for Banking Institutions"), 71 FR 1971 – 1976 (January 12, 2006), which has an effective date of February 13, 2006. Both the proposed Enforcement Guidelines and the interim final rule are available on OFAC's website, available at <http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/civpen/enfguide.pdf>.

OFAC is now posting on this website copies of its final agency Penalty Notices with the relevant case reports to the extent permitted under applicable law.

ENTITIES – 31 CFR 501.805 (d)(1)(i)

National Australia Bank Ltd. Settles Burmese Sanctions Regulations, Sudanese Sanctions Regulations and Cuban Assets Control Regulations Allegations: National Australia Bank Ltd. ("NAB") has remitted \$100,000 to settle allegations of violations of the Burmese Sanctions Regulations, 31 C.F.R. Part 537, the Sudanese Sanctions Regulations, 31 C.F.R. Part 538, and the Cuban Assets Control Regulations, 31 C.F.R. Part 515, (the "Alleged Violations") occurring between November 2003 and December 2005 involving the processing of several transactions through the United States. The transactions were voluntarily disclosed to OFAC following an extensive review by NAB of all of its transactions that were processed through the United States during this time period. Some of the transactions were processed through NAB's branch in New York City, but the majority were processed through correspondent accounts held by it at other U.S. banks. Due to the significant remediation taken by the bank, including major upgrades to its worldwide compliance policies, as well as the fact that the violations were voluntarily disclosed, OFAC mitigated the potential penalties for these transactions by nearly 90%.

15 . O F A C 規制違反 の開示 (具体例)

2008年2月1日公表文の一部 (OFACのHP)

OFAC is now posting on this website copies of its final agency Penalty Notices with the relevant case reports to the extent permitted under applicable law.

ENTITIES – 31 CFR 501.805(d)(1)(i)

La Salle Bank Midwest, N.A. on the behalf of Standard Federal Bank Settles Iranian Transactions Regulations Allegations: La Salle Bank Midwest, N.A. on the behalf of Standard Federal Bank (“Standard Bank”), Chicago, IL, has remitted \$5,500 to settle allegations of violations of the Iranian Transactions Regulations occurring on February 22, 2002. OFAC alleged that Standard Bank acted without an OFAC license or outside the scope of its license by initiating a funds transfers destined for a bank owned or controlled by the Government of Iran. Standard Bank did not voluntarily disclose this matter to OFAC.

BankAtlantic Settles Cuban Embargo Program Allegations: BankAtlantic, Fort Lauderdale, FL has remitted \$7,500 to settle allegations of possible violations of the Cuban Assets Control Regulations occurring in July 2004. OFAC alleged that BankAtlantic failed to block a payment in which the Government of Cuba had an interest. BankAtlantic has cooperated with OFAC’s investigation and has implemented corrective measures and improvements to its OFAC compliance program. BankAtlantic voluntarily disclosed this matter to OFAC.

16. 米国における最近のマネロン関連で多額の過料を伴う処分

- 1) Banco de Chile – New York (2005) 民事制裁金 (civil penalty): US\$3m
- 2) Am South Bank (2004) 民事制裁金 (civil penalty): US\$10m
- 3) Arab Bank of New York (2005) 民事制裁金 (civil penalty): US\$24m
- 4) Riggs Bank N.A. (2004) 民事制裁金 (civil penalty): US\$25m
- 5) Bank of New York (2005) 和解 (Settlement agreement): US\$38m (US\$26m 罰金 US\$12m 賠償金) および全行的かつ包括的なAMLプログラムの導入
- 6) ABN Amro-New York & Chicago (2005) 罰金: US\$80m (US\$40m to Federal Reserve, OFAC and FinCEN, US\$20m to the New York State Banking Department, US\$20m to Illinois State regulators)
- 7) American Express Bank International, Miami, FL (アメックス子会社)
一部業務停止命令と罰金: US\$65m (2007/8)
 1. 1,000件以上SARの届出もれがあった。SAR届出のうち1,639件に2,000以上の不備があった。
 2. 再三にわたるFRBやFinCENの改善命令にも関わらず態勢立て直しに至らなかった。
 3. 監査部門に対する研修が不十分で、監査が不十分であった。
 4. Black Market Peso Exchange (コロンビアの麻薬カルテルが麻薬販売により得たドルをペソに両替するスキーム) に実際に利用されていた。
- 9) Union Bank of California (三菱東京UFJ銀行子会社)
1年間の刑事訴追の留保処分と罰金: US\$31.6m (2007/9)

17 . ABN Amroに対する処分の理由

- ABN Amro銀行は、リスク管理態勢、内部統制システム、内部監査態勢十分でなかった為に、某海外の支店が、ニューヨーク支店、シカゴ支店への検査で発覚した以下のような事例を引き起こすことを、未然に防ぐことが出来なかった。
- イラン関連
 - i. Prior to August 1, 2004, the New York Branch processed wire transfers originated by Bank Melli Iran, a financial institution owned or controlled by the Government of Iran. The payment instructions on the wire transfers had been modified by one of ABN AMRO's overseas branches such that any reference to Bank Melli Iran was removed.
 - ii. Prior to August 1, 2004, the Branches advised a number of letters of credit issued by Bank Melli Iran. The letters of credit had been reissued by one of ABN AMRO's overseas branches such that any reference to Bank Melli Iran was removed;
- リビア関連
 - i. Prior to August 1, 2004, the Branches of ABN AMRO advised letters of credit for Arab Bank for Investment and Foreign Trade ("ARBIFT"), a U.A.E. chartered bank, which was an entity determined by the Secretary of the Treasury to be the Government of Libya. The letters of credit had been reissued by one of ABN AMRO's overseas branches, which obscured the ARBIFT origin of the letters;
 - ii. Prior to August 1, 2004, the Chicago Branch of ABN AMRO cleared U.S. dollar checks for ARBIFT. The cleared checks were submitted by one of ABN AMRO's overseas branches, which had arranged for ARBIFT to not endorse or stamp the checks.

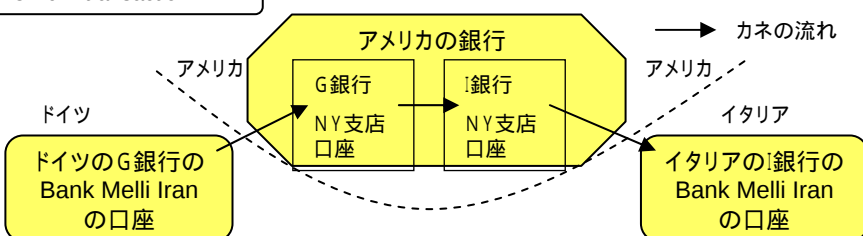
18. イラン関連送金に関するOFAC例外規定

- イラン関連の送金決済については、「第三国から入ってきて、米国内でドル決済を行い、米国内に滞留することなく第三国に出て行く取引(いわゆるU-Turn取引)は、決済金融機関である米国金融機関の関与を認める」との例外措置が認められている(但し、イラン国営銀行である **Bank Saderat <2006年9月8日以降>**、**Bank Sepah <2007年1月9日以降>**、**Bank Melli**、**Bank Mellat <2007年10月25日以降>** は例外措置の対象外)となっている。
- 他方、OFACの例外適用を受けるには「禁止されている送金ではないこと(例えば米国内に滞留しない等)を事前に判断していること」が文字通り解釈した場合の条件ではあるものの、その判断の方法や、判断せずに次の銀行にファンドを転送してしまった場合の罰則などについてOFAC規定上明確に定められていない。

(参考1) OFACのイラン関連送金決済に関するU-Turn例外適用の一般向け説明:
OFAC FAQ #37

A "U-Turn" payment involving Iran is where U.S. dollar transactions involving Iran are cleared through a U.S. bank. Generally speaking, there must be a third-country bank on both sides of a transaction to qualify as a "U-Turn." For example, Bank Melli Iran can send funds from its account at a German bank through the German bank's correspondent in New York to an Italian bank to pay for goods purchased from Italy. The originating and beneficiary banks may not be U.S. banks. [09-10-02]

U-Turn transaction



Bank Melli Iranが米国外のドイツとイタリアの銀行に口座を持っていれば、米国の金融機関を経由して、ドイツからイタリアに送金できる。

(参考2) OFACのイラン関連送金決済に関するU-Turn例外適用の定義

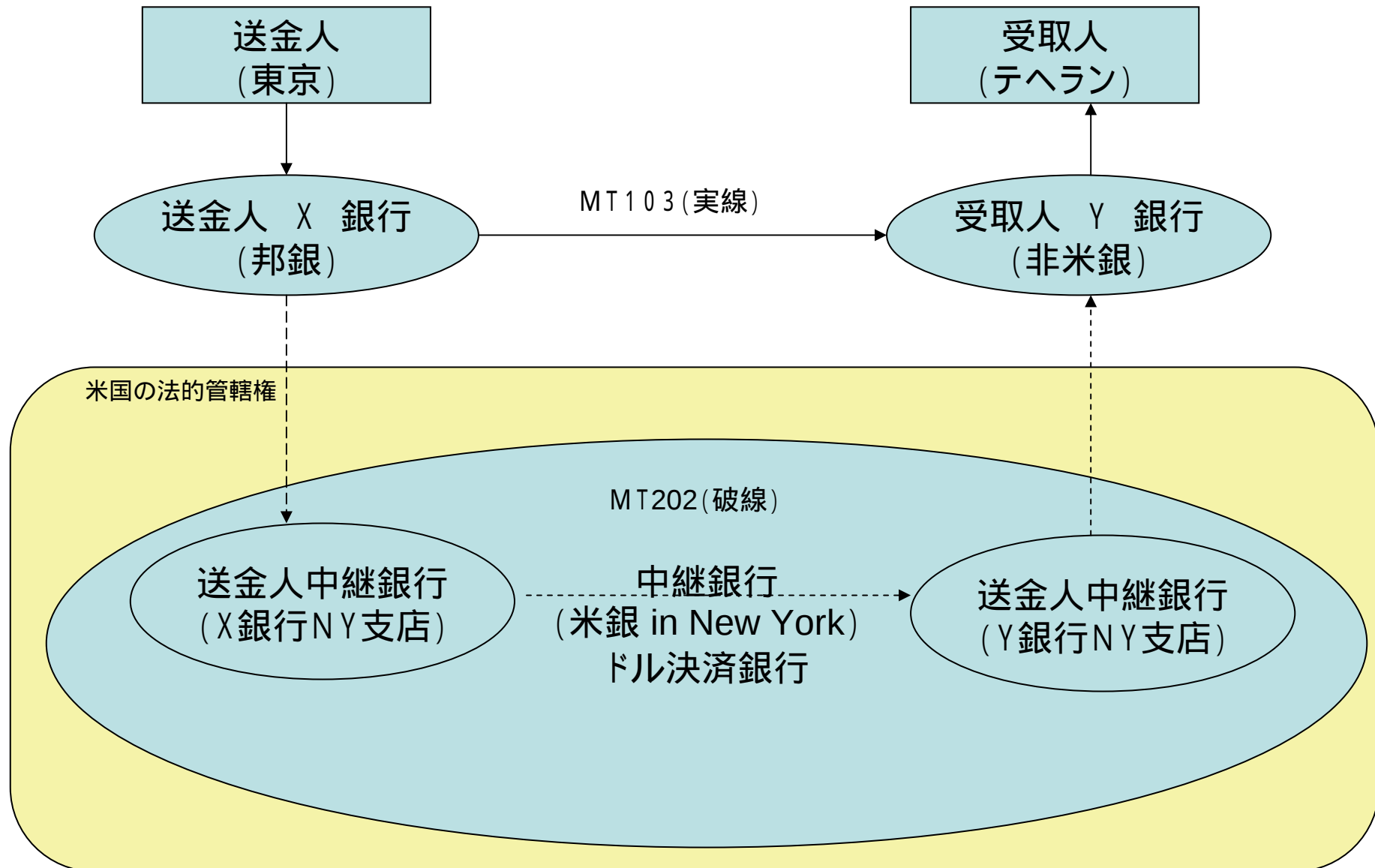
Title31 CFR 560(=ITR).516 **Payment and United States dollar clearing transactions involving Iran.**

(a) United States depository institutions (含む外国銀行のNY支店) are authorized to process transfers of funds to or from Iran, or for the direct or indirect benefit of persons in Iran or the Government of Iran, if the transfer is covered in full by any of the following conditions and does not involve debiting or crediting an Iranian account:

(1) The transfer is by order of a foreign bank which is not an Iranian entity from its own account in a domestic bank (directly or through a foreign branch or subsidiary of a domestic bank) to an account held by a domestic bank (directly or through a foreign branch or subsidiary of a domestic bank) for a second foreign bank which is not an Iranian entity. For purposes of this section "foreign bank" includes a foreign subsidiary, but not a foreign branch of a domestic bank; 中略

(b) Before a United States depository institution initiates a payment on behalf of any customer, or credits a transfer to the account on its books of the ultimate beneficiary, the United States depository institution must determine that the underlying transaction is not prohibited by this part.

19. いわゆるU - Turn取引の決済のカタチ



20. OFAC例外規定(U-Turn)の適用されないイランの銀行

- 2006年9月8日: イラン取引制限法(Iranian Transactions Regulations or ITR)に基づき、Bank Saderat が関係する取引について、米国金融機関が関与することを全面禁止。
- 2007年1月9日: 大量破壊兵器不拡散法 (Nonproliferation of Weapons of Mass Destruction or NPWMD)に基づき、Bank Sepahおよびその英国現地法人が関係する取引について、米国金融機関が関与することを全面的に禁止するとともに、資産凍結措置対象とした。
- 2007年10月25日: 大量破壊兵器不拡散法 (Nonproliferation of Weapons of Mass Destruction or NPWMD)に基づき、Bank Melli、Bank Mellatが関係する取引について、米国金融機関が関与することを全面的に禁止するとともに、資産凍結措置対象とした。また、テロ制裁法 (Terrorism Sanctions Regulations) に基づき、Bank Saderatを資産凍結措置対象とした。

イランの主要銀行 (出所: Bankers' Almanac 2006)

【順序は資産規模】

中央銀行 Bank Markazi

1. Bank Melli Iran (国営銀行) ← 制裁(米国)
2. Bank Saderat Iran (国営銀行) ← 制裁(米国)
3. Bank Mellat (国営銀行) ← 制裁(米国)
4. Bank Tejarat (民間銀行)
5. Bank Sepah (国営銀行) ← 制裁(米国、国連主要加盟国)
6. Bank Keshavarzi (国営農業銀行)
7. Bank Maskan (国営銀行-住宅金融公庫)
8. Bank Refah (国営銀行-労働金融公庫)

21. 国連安保理の対イラン制裁

2006年7月31日: イランに濃縮関連活動の停止等を義務付ける安保理決議1696採択。

→イランは、UNSCR1696が求める措置を実施せず。

2006年9月8日: イラン取引制限法(Iranian Transactions Regulations or ITR)に基づき、Bank Saderat が関係する取引について、米国金融機関が関与することを全面禁止。

2006年12月23日: 安保理決議1737採択。これは、イランに拡散上機微な(sensitive)核活動(濃縮関連・再処理活動・重水関連計画)の停止を要求し、加盟国に対しても、イランの各活動および核兵器運搬手段の開発に寄与し得る行為(提供、調達など)の禁止等を義務付けると共に、監視の強化を要請。イラン核活動に關与する10団体、12個人の資産を凍結。

2007年1月9日: 大量破壊兵器不拡散法(Nonproliferation of Weapons of Mass Destruction or NPWMD)に基づき、Bank Sepahおよびその英国現地法人が関係する取引について、米国金融機関が関与することを全面的に禁止するとともに、資産凍結措置対象とした。

2007年2月21日: IAEA事務局長のイランの決議遵守状況等への安保理への報告期限。→イランがUNSCR1737が求める措置を実施していない旨報告。

2007年3月24日: 安保理決議1747採択。イランにIAEA理事会決議及びUNSCR1737で義務付けられている措置の遅滞なき履行を要求するとともに、加盟国に対し、資産凍結対象者への措置を義務付けると共に、イランの特定武器の輸出に対する監視と抑制等を要請。また、追加資産凍結対象13団体、15個人の中にBank Sepahとその英国子銀行が含まれた。

2008年2月22日: IAEA事務局長は報告書を発表し「イラン政府の情報提供が不十分であると指摘し、「安保理決議に反し、イランは濃縮活動を停止していない」と結論。

2008年3月3日: 安保理決議1803採択。イラン政府の核・ミサイル計画関係者の海外渡航全面禁止、禁輸物資を運搬している疑いのある船舶の臨検調査、輸出信用など、イランに対する公的経済支援を行う場合の警戒を呼び掛け、自国の金融機関と、イランに拠点を置くすべての銀行、特にイラン最大手メリ銀行(Bank Melli)やバンク・サデラト・イラン(Bank Saderat)、その支店・海外子会社およびイランに拠点を置くすべての銀行に警戒するよう、加盟国に要請。

22. 米国反テロリズム法(U.S.A. PATRIOT ACT)

Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001

- ・ 2001年9月11日の同時多発テロを受け、同年10月26日に発効。
- ・ 当初4年間の時限立法 → 2006年3月に4年間の延長を決議(2010年3月まで)
- ・ 主たる内容
 - 電話やインターネットなどの通信内容の傍受を捜査当局に容認
 - 外国人によるマネーロンダリングの捜査権限強化
 - テロリスト隠匿に対する罰則強化
- ・ Section 311 of U.S.A. Patriot Act
311条によって、米国財務省は、米国金融機関に対し、マネロン上最懸念先(primary money laundering concern)と認定された対象国や対象金融機関(米国外)へ特別措置(special measure)を取るよう命令できる。

23 . Financial Crimes Enforcement Network (“FinCEN”)の役割

- 具体的なA M Lに関する措置の内容を規定 (USA Patriot Act 311条)
- 米国銀行秘密法 (Bank Secrecy Act) に基づく措置を米国金融機関に対し執行
- 米国連邦当局間における、金融犯罪に関する情報交換を推進 (USA Patriot Act 314条(a))

BSA (Bank Secrecy Act = いわゆる銀行秘密法)

1970年制定。それまでのCTR報告 (Currency Transaction Report Filing = 通貨取引報告申告) 制度に違反する取引に対し民事と刑事の両方で資産没収を適用することを基本的目的として制定されたもの。

2001年のUSA Patriot Actにより、改正され、米国におけるA M Lの基本法の代表的なものとなっている。

24 . U.S.A. PATRIOT 法第三章で求めている対応

U.S.A. Patriot法第三章 (Title III)は、**Bank Secrecy Act**, Regulation K(国際銀行業務に関する法令), Regulation Y(連邦準備制度を利用する銀行に関する法令)を通じて、米国金融機関に以下のような対応を求めている。

- ・ **大口取引報告**(1万ドルを超える全ての通貨取引、同一人が一日で行った総額1万ドルを超える取引)
- ・ **大口送金報告**(3千ドルを超える送金取引の報告)
- ・ **疑わしい取引報告を行うための体制の確立**
- ・ **本人確認手続きの実施**
 - 口座開設時の本人確認および記録の保管
 - テロリストリストとの照合
 - コルレス口座における精査手続
- ・ **マネーロンダリング防止プログラムの制定**
 - マニュアルの制定
 - 責任者の明確化、担当者の任命
 - 自律的な監査機能の導入

25. 疑わしい取引報告 (SARs)の対象

疑わしい取引報告 (SAR, Suspicious Activity Report) は、下記のいずれかが検知された場合、金融機関が作成してFinCENに提出することが義務付けられている：

- ・ Criminal violations involving insider abuse in any amount.
(内部者の関与のある不正取引は、金額の多寡に拘わらず報告。)
- ・ Criminal violations aggregating \$5,000 or more when a suspect can be identified.
(容疑者が特定可能な場合の、総額5千ドル以上の取引。)
- ・ Criminal violations aggregating \$25,000 or more regardless of a potential suspect.
(容疑者が特定できなくても、総額25千ドル以上の疑わしい取引。)
- ・ Transactions conducted or attempted by, at, or through the bank (or an affiliate) and aggregating \$5,000 or more, if the bank or affiliate knows, suspects, or has reason to suspect that the transaction:
 - May involve potential money laundering or other illegal activity (e.g., terrorism financing).
 - Is designed to evade the BSA or its implementing regulations.
 - Has no business or apparent lawful purpose or is not the type of transaction that the particular customer would normally be expected to engage in, and the bank knows of no reasonable explanation for the transaction after examining the available facts, including the background and possible purpose of the transaction.

(テロ活動といった違法行為に関係する取引、または、銀行秘密法の網から逃れようとしている取引、実体のない商取引に関する送金などといった状況を知りえた場合で、かつ、総額5千ドル以上の取引。子会社、関係会社を経由するものも含む。)

26 . SARの報告の概要

疑わしい取引報告(SAR)の提出期限

SARは、対象となった取引が実際に疑わしいという判断がされた日から**30日以内にFinCENに提出**される必要がある。また、提出した全てのSARとその関係書類のコピーは、提出後5年間保管。

ただし、司法当局等に対して既に報告が行われている強盗・窃盗未遂あるいは強盗・窃盗犯罪や、適切な報告書が提出されている、証券の紛失、偽造、盗難については、SARの提出義務は無い。

SARに関する守秘義務

SARは機密情報として取り扱われている。従って、その内容は公開されることは無く、司法当局の間でのみ共有することが許されている。

取引関係者に対して、SARで報告された内容のみならず、SARが提出されたということ自体であっても、これを開示することは連邦法違反。SAR報告手続きに関与した銀行員以外のいかなる人物であっても、SAR提出について会話をすることすら連邦法違反となる。

免責条項

連邦法は、適切な政府機関に提出されたSARに関し、その関連書類も含めて、当該報告書が本報告書作成要領に準じているか、あるいは自主的に提出されたものであるかの別にかかわらず、提出者が一切の民事責任を免れる旨を定めている。

SARを提出しない場合の罰則

他方、疑わしいと知っていて、もしくは、看過して、SARを提出しなかった場合には、提出すべき者が罪に問われる。非合法的な資金源であることを知っていながら、その資金に関わる取引を実行した者は、マネーロンダリングの罪を負うことがある。その場合、「知っていた」という直接的な証拠が無い場合でも、軽率にも無視していたあるいは「故意による看過」(willfully blind)だったことを示す状況証拠がある場合、マネーロンダリングの罪が成立することがある。「故意による看過」とは、入手できる情報を収集することを怠ったり、疑わしいと思われる事象の捜査を行わなかったりすることや、顧客の資産の出所、顧客の取引の性質を故意にあるいは軽率に看過してしまうことを含む。

27. 大口送金取引報告

大口送金取引

銀行秘密法(Bank Secrecy Act)では、金融機関に対して、\$3,000を超える資金送金の記録を保管することを義務付けている。

例外取引

\$3,000未満の資金送金。

送金元と送金先が(銀行、証券会社、公的機関、送金人と受取人が同一)である場合。

必要とされる情報

- ・ 送金主の氏名と住所、金額、実行日、特別な支払指示内容、受取人銀行の情報
- ・ 支払指示と共に受け取った情報(受取人氏名と住所、口座番号、身元情報など)のうち手に入るもの全て

銀行は、これらの情報を、名前や口座番号の検索によって速やかに復元できる方法で、支払指示の原本、マイクロフィルム、その他のコピー又は電子データとともに、5年間、保管しなければならない(送金人銀行と仲介銀行・受取人銀行の間には定められた情報保管の程度に差がある)。

既存取引が無い依頼人・受取人の場合

上記の情報に加えて、ID番号(社会保障番号、納税番号など)の情報を確認し、保管しなくてはならない。

28. コルレス先(Correspondent Bank)の管理

概要

BSAは、海外 / 非米国系銀行との関係において特定の要件を設けている。

海外の“Shell Bank”(シェルバンク、偽装銀行)との取引禁止

金融機関は、海外の“Shell Bank”(偽装銀行)に対して、コルレス口座を開設、維持、管理、運営することを禁止されており、いかなる海外銀行口座も偽装銀行に対して銀行サービスを提供するために使用されることが一切ないよう、しかるべき手順を踏むことが義務付けられている。

海外 / 非米国系銀行のコルレス口座の管理

全ての海外 / 非米国系銀行のコルレス口座に関する下記の情報を保管(口座を閉鎖してから5年間)が義務付けられている：

- ・ 株式が公開されていない海外 / 非米国系銀行それぞれの所有者の身元情報の分かる記録
- ・ コルレス口座の銀行の米国内に今日住している権限者の氏名と住所
- ・ コルレス口座の銀行が、銀行業務を行えることと、その銀行の本人確認ができる 証明書あるいは更新済み証明書

海外コルレス口座リスク

海外の金融機関の中には、米国内の銀行が受けているものと同じ、あるいは同様の規制ガイドラインの対象とはなっていない銀行もあるため、米国内のコルレス銀行にとってはより高いBSA/AMLリスクを持つことになる。

その結果、資金や所有権の隠蔽がより簡易にできる場合があるため、海外の金融機関は、犯罪者とテロリストの避難場所になり得る。

Nested Account:

海外の金融機関とのコルレス口座保有に伴うリスクの一つとして、ネステッド口座 がある。これは、米国の金融機関にコルレス口座を持たない海外の金融機関甲が、米国の銀行とコルレス関係を持つ別の海外の金融機関乙とコルレス関係を結び、米国内の乙のコルレス口座を通して業務を行うことによって米国内の金融システムにアクセスを持つことを指す。乙にコルレス口座を提供している米国内の銀行がこの関係に気付かなかった場合、甲は匿名性を保持したまま米国内の銀行業務システムに効果的にアクセスすることができる。

通常、米国の金融機関は、全ての海外コルレス先に対して、自行が実施している全てのBSA/OFAC、及び関連するマネーロンダリング防止方針の詳細な条件を記した通知書を送付し、シェルバンクにコルレス口座を提供しないことやネステッド口座を提供しないことを要求し、もしそれが判明したときは、コルレス関係を取りやめることが出来ると通知している。

29. 情報の共有

連邦司法当局との情報共有

USA Patriot Actの第314(a)条と314(b)条では、連邦司法当局、および金融機関の間における情報共有についての指針を設けている。

第314(a)条では、連邦司法当局に対して、FinCENを通して、テロリスト行為あるいはマネーロンダリングに関わった可能性のある人物の口座と取引を特定するために、金融機関にアクセスする権限を付与している。

第314(b)条では、マネーロンダリングあるいはテロリスト活動に関する情報を認識し、連邦政府に対して報告するために、金融機関の間でこれらの情報を共有する権限を付与している。

FinCENへの報告

FinCENからの要請に基づき、該当する口座あるいは取引を発見した場合、下記をFinCENに対して報告しなければならない：

- ・ 氏名、名称
- ・ 全ての口座番号、取引の日付と種類
- ・ 金融機関の保有する身元認証情報（社会保障番号、納税者番号、パスポート番号、生年月日あるいは住所等）

情報提供要請の使用と保全

金融機関は、FinCENあるいはその他の規制機関からの特段の指示が無い限り、何らかの措置を講じたり、また特定の個人、法人あるいは組織との口座あるいは取引を拒絶したりする義務は無い。

金融機関は、FinCENあるいは司法当局以外に対して、要請があったことも含め、提供された情報を開示することは禁止されている。

金融機関同士による情報の共有 (314(b))

金融機関は、テロリストあるいはマネーロンダリング活動に関して当局に報告するために、他の金融機関に対して関連する情報の送信、受信、又は共有することができる。

この自発的情報共有を行う場合、金融機関は、FinCENに対して、毎年届出を提出しなければならない。

共有された情報のSAR提出義務

共有された情報の利用を通して、金融機関が、テロリスト活動又はマネーロンダリングに関与している、あるいは関与している可能性があると認識した、又はその疑いを持った場合、当該金融機関はSARを作成する必要がある。

30. 本人確認手続き (Customer Identification Program or CIP)

本人確認手続き (CIP) の概要

USA Patriot Act(326条)は、金融機関に対して、顧客の本人確認手続き (CIP) の作成および規程化することを定めている。そして、そのCIPには以下を含む。

- ・ 顧客の本人確認方法
- ・ 当該顧客の本人確認する際に利用された情報の適切な保管
- ・ 公表されているテロリスト等AML上確認すべき対象者一覧表との照合
- ・ 顧客に対する適切な通知
- ・ CIP手続きの外部委託方法、など

顧客の本人確認

CIPはリスクベースで行う。すなわち、リスクに応じて手続きが異なる。CIPに基本的に必要な情報は以下の通り。

- ・ 法人の登記上の名称
- ・ 生年月日 (個人の場合)
- ・ 住所 (主たる事業所、支店あるいはあらゆる事業の物理的拠点。私書箱は取引明細書の送付目的においてのみ利用可能。)
- ・ 米国内の企業については、納税者番号。
- ・ 米国外の企業については、政府発行の何らかの認識番号とその発行国情報
- ・ 法人の場合、上記に加え取引担当者の本人確認も必要

CIPの方法

- ・ 書面による確認
個人以外の場合 - 法人基本約款、政府発行の事業許可証、組合規約あるいは信託証書といった、法人の存在を証明する書類
個人の場合 - 顧客の国籍又は住所を証明できる、運転免許証、パスポート等の、期限が有効な政府発行の身元証明書
- ・ 書面による確認が出来ない場合は、顧客へ連絡する、公表されている情報 (上場企業の決算書など) を活用する、その他の金融機関に対して身元照会を行うなどの方法を取る。

身元情報の確認ができない場合

それでも、本人確認が出来ない場合は、更なる本人確認を行うか、口座を開設すべきではないか、SARを提出するか判断する。

記録保管手続き

本人確認のために入手した全ての情報は、口座が閉鎖、または休止状態になってから5年間保管。

31. 顧客調査 (Customer Due Diligence or CDD) および追加調査 (Enhanced Due Diligence or EDD)

リスクベースの顧客調査

全顧客について、属性、業種、規模、所在地などに応じて、顧客のAML上の格付けを行う。(通常、4段階評価)
そのリスクに応じて、顧客情報の調査手法を変える。

金融機関自身のリスク

顧客ベース、提供するサービス、展開する地域などによって、自分たちが晒されているAML上のリスクを評価し、それに応じたAML態勢を整えることが求められている。

追加調査

ハイリスクと認定された顧客に関しては、口座開設時とその後の取引を通じて、ローリスクの顧客に比べてより多くの情報を収集する必要がある。米国連邦検査官マニュアルによれば、収集すべき情報のガイドラインは以下の通り。

Purpose of the account.

Source of funds and wealth.

Individuals with ownership or control over the account, such as beneficial owners, signatories, or guarantors.

Occupation or type of business (of customer or other individuals with ownership or control over the account).

Financial statements.

Banking references.

Domicile (where the business is organized).

Proximity of the customer's residence, place of employment, or place of business to the bank.

Description of the customer's primary trade area and whether international transactions are expected to be routine.

Description of the business operations, the anticipated volume of currency and total sales, and a list of major customers and suppliers.

Explanations for changes in account activity.

これらの顧客情報の収集と管理・維持に人手とコストがかかるが、この部分はリスク管理の前提条件であり、きわめて重要とされている。

32. リスクベースの顧客リスク管理

FOR ILLUSTRATION ONLY

Customer Risk versus Due Diligence and Suspicious Activity Monitoring

Certain customer relationships may pose a higher risk than others. This chart provides an example of how a bank may stratify the risk profile of its customers (see legend and risk levels). Because the nature of the customer is only one variable in assessing risk, this simplified chart is for illustration purposes only. The chart also illustrates the progressive methods of due diligence and suspicious activity monitoring systems that banks may deploy as the risk level rises. (See Observed Methods, below.)

Observed Methods of Due Diligence and Suspicious Activity Monitoring:

Customized transaction profile with tailored monitoring against transaction profile

Source of wealth statement, financial statement

Unique profile specific to products and services used by customer

Basic profile, generic threshold monitoring

Risk Level:

High

Medium

Low

Legend: Types of Customers / Accounts

- | | |
|---|--|
| 1 Resident Consumer Account (DDA, Savings, Time, CD) | 5 Nonresident Alien Offshore Investor |
| 2 Nonresident Alien Consumer Account (DDA, Savings, Time, CD) | 6 High Net Worth Individuals (Private Banking) |
| 3 Small Commercial and Franchise Businesses | 7 Multiple Tiered Accts (Money Managers, Financial Advisors, "Payable Through" Accounts) |
| 4 Consumer Wealth Creation (at a threshold appropriate to the bank's risk appetite) | 8 Offshore and Shell Companies |

33. AML管理上ハイリスクとすべき顧客

基本的には、下記の種類の個人 / 法人が関与する取引は、ハイリスクとみなされる：

- ・ 非居住外国人 (NRAs)
- ・ 政治家・政府高官関係者 (PEPs)
- ・ 大使館及び海外領事口座。
- ・ 非銀行系金融機関 (NBFIs) – カジノ、貴金属ディーラー、証券会社など
- ・ 専門的サービス業者 (PSPs) – 弁護士、会計士など
- ・ 非政府組織 (NGOs) と慈善団体
- ・ 現金の収受の多い事業 – コンビニエンスストア、レストランなど

34. AMLプログラムの基本要件

Internal Controls 内部管理

AMLに関しては取締役会の責任

取締役会の判断に必要な報告がされる体制(MIS)

効率的に管理できるシステム

Independent Testing

効果的な内部監査

BSA Compliance Officer

取締役会の任命によるAML実務管理責任者の明確化

Training

従業員に対する継続的・反復的な教育

35 . USA Patriot Act 311条 による特別措置指定対象者

- マネロン上最懸念国 (“Primary Money Laundering Concern”)
 - ナウル Nauru (ミクロネシア地域)
 - ビルマ Burma
- マネロン上最懸念先 (“Banks designated as entities of “Primary Money Laundering Concern”)
 - Asia Wealth Bank (Burma)
 - Banco Delta Asia (Macau)
 - Belmetalnegro and Infobank (Belarus)
 - First Merchant Bank and affiliates (Cyprus)
 - Myanmar Mayflower Bank (Burma)
 - Commercial Bank of Syria & Syrian Lebanese Commercial Bank (Syria)
 - VEF Banka (Latvia)

* 上記データは2008年2月時点のもの。FinCENのH.P.を要確認。

http://www.fincen.gov/reg_section311.html

36 . USA Patriot Act 311条 による特別措置

【USA Patriot Act 311条による5つの特別措置 (Special Measure)の概要】

First Measure: Recordkeeping and Reporting of Certain Financial Transactions

Second Measure: Information Relating to Beneficial Ownership

Third Measure: Information Relating to Certain Payable Through Accounts

Fourth Measure: Information Relating to Certain Correspondent Accounts

Fifth Measure:

Prohibitions or Conditions on Opening or Maintaining Certain Correspondent or Payable Through Accounts

- 米国金融機関(含む外銀在米支店)は、米国内において指定対象者、含むその子会社、支店)の為に、コルレス口座(correspondent account)を開設・維持してはならない。
- 米国金融機関(含む外銀在米支店)は、同行がコルレス口座を有する外銀に対し、そのコルレス口座が間接的に指定対象者によって利用されないように、査定(Special due diligence)を行う。
- ・具体的には、米国金融機関は、コルレス口座を有する外銀に対し、本措置の概要および「もし、コルレス口座が指定対象者によって間接的にも使われたことを了知した場合は、その外銀とのコルレス口座を解約も含む適切な措置をとる」ことを通知する。
- ・米国金融機関は、自行のコルレス口座が、指定対象者に間接的に利用されないよう監視する為の適切な措置(スクリーニング、その証跡保管など)を通常業務の中で行う。など

37. Banco Delta Asiaへの措置

- 2005年9月15日、マカオ所在のBanco Delta Asia(BDA)に対し、U.S.A. Patriot Actに基づき、“primary money laundering concern”(マネロン最懸念先)と指定し、米国金融機関(米国内外)に対して直接間接的な一切の取引を禁じる特別措置(Special Measure)を発動。
- 2007年3月14日、略1年半の更なる調査を経て、上記指定を最終決定。これは、同行が北朝鮮および同国機関、企業の違法活動(麻薬・貴金属取引、大量破壊兵器開発、ドル札偽造)に対する金融サービスの提供を行っていたことに加え、同行が適切なマネーロンダリング対応態勢を整えていない、との米国当局の最終判断によるもの。

最終決定に関する官報発表(Federal Register) http://www.fincen.gov/bda_final_rule.pdf

【参考】

新聞報道などによれば、米国による対北朝鮮「金融制裁」に関し、北朝鮮側が3月にニューヨークで行われた米朝会合で、マカオ特別行政区の銀行「バンコ・デルタ・アジア」の口座凍結解除、米銀への北朝鮮口座開設などを求めているとされている。また、北朝鮮は核問題を話し合う六カ国協議への復帰には、制裁解除が「最低限の条件になる」との立場をとっているとされていた。

38 . Commercial Bank of Syria (CBS)への措置

- 2006年3月、シリアのCommercial Bank of Syria(CBS)およびその子銀行に対し、U.S.A. Patriot Actに基づき、"primary money laundering concern" (マネロン最懸念先)と指定し、米国金融機関(米国内外)に対して直接間接的な一切の取引を禁じる特別措置(Special Measure)を発動。
- これは、同行が、米国当局がテロ組織であると認定している、ハマス等パレスティナテロ組織への資金援助行っているため。

【特別措置の概要】

- 米国金融機関(含む外銀在米支店)は、米国内においてCBS (Commercial Bank of Syria、含むその子会社、支店)の為に、コルレス口座(correspondent account)を開設・維持してはならない。
- 米国金融機関(含む外銀在米支店)は、同行がコルレス口座を有する外銀に対し、そのコルレス口座が間接的にCBSによって利用されないように、査定(Special due diligence)を行う。
- ・具体的には、米国金融機関は、コルレス口座を有する外銀に対し、本措置の概要および「もし、コルレス口座がCBSによって間接的にも使われたことを了知した場合は、その外銀とのコルレス口座を解約も含む適切な措置をとる」ことを通知する。
- ・米国金融機関は、自行のコルレス口座が、CBSに間接的に利用されないよう監視する為の適切な措置(スクリーニング、その証跡保管など)を通常業務の中で行う。

39 . 国際社会における反マネロンの取り組み

- 1988年12月、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約(麻薬新条約)採択により、薬物犯罪収益に係るマネー・ローンダリング行為を犯罪として取り締ることが各国に義務づけられた。
 - 1989年7月、アルシュ・サミットで金融活動作業部会(FATF、Financial Action Task Force on Money Laundering)設立を合意。
 - 1990年4月、FATFが、マネー・ローンダリング対策の国際基準ともいべき「40の勧告」を提言。FATF勧告は、IMF / 世界銀行が行うマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する各国審査(FSAP)においても基準とされるなど、現在では、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的基準となっている。
 - 1995年6月、麻薬密売組織に対抗する上でマネー・ローンダリング対策が有効な手段であったことから、ハリファクス・サミットで、重大犯罪から得られた収益のマネー・ローンダリングについても防止措置を講じる必要があるとされた。
 - 1998年3月、バーミンガム・サミットで、マネー・ローンダリング情報を専門に収集・分析・提供する機関(FIU: Financial Intelligence Unit)を設置することを合意。
 - 2000年6月、FATFは、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域(NCTT: Non Cooperative Countries or Territories)を特定し公表。NCTT(2006年6月以降)なし。(ミャンマーが最後に外れた。)
 - 2001年10月、FATFは、G7財務大臣・中央銀行総裁会議声明を受けて、特別会合を開催し、「テロ資金供与に関する特別勧告」を採択、発表し、テロ資金対策にも開始。
 - 2003年6月、FATFは各国民間部門の協力を得て、再改訂された「40の勧告」を発出。再改訂に際して、「40の勧告」に新たに盛り込まれた主な点は以下のとおり。
 - マネー・ローンダリングの罪として処罰すべき範囲の拡大及び明確化
 - 本人確認等顧客管理の徹底
 - 法人形態を利用したマネー・ローンダリングへの対応
 - 非金融業者(不動産業者、宝石商・貴金属商等)・職業専門家(法律家、会計士等)へのFATF勧告の適用
 - FIU、監督当局、法執行当局など、マネー・ローンダリングに携わる政府諸機関の国内及び国際的な協調
 - 2001年10月、FATFは、同年9月の米国同時多発テロ事件発生後のG7財務大臣声明(同年10月)を受けて、同月中に、テロ資金対策に関する特別会合を開催し、テロ資金供与に関する「8の特別勧告」を策定・公表。更に2004年10月に「キャッシュ・クーリエ(現金運搬人)」に関する9つ目の特別勧告が追加されて「9の特別勧告」となった。
 - テロ資金供与行為を犯罪とすること(特別勧告)
 - テロリズムに関係する疑わしい取引の届出の義務付け(特別勧告)
 - 電信送金に対する正確かつ有用な送金人情報の付記(特別勧告)(注)
- (注)「特別勧告 の解釈ノート」(Interpretative Note to Special Recommendation)により、各国は1,000ドル / ユーロを超える送金に正確かつ有用な送金人情報を付記することが求められている。

40. わが国のマネロン関係の措置

- 1990年7月、大蔵省から金融団体に対して顧客の本人確認実施を要請。
- 1992年7月、「麻薬特例法」で、金融機関に薬物犯罪収益に関するマネー・ローンダリング情報の届出を義務づける「疑わしい取引の届出制度」を創設。
- 2000年2月、組織的犯罪処罰法により「疑わしい取引の届出制度」を拡充。
- 2002年6月、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」が可決・成立し、同法の施行(同年7月2日)に伴い、組織的犯罪処罰法が一部改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象となった。
- 2003年1月、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行され、金融機関等による顧客等の本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存が義務づけられた。
- 2003年6月のFATFの新たな「40の勧告」においては、措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大することが求められ、こういった国際的な枠組みの中、我が国においてもこれを履行する必要性が生じた。
- 2007年3月「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が成立し、同年4月からFIUは金融庁から国家公安委員会・警察庁(犯罪収益移転防止管理官)に移管された(注)。
- また、対象事業者も金融機関等からファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士などに拡大されました。
- これらに加え、外為法に基づく措置があり、主務大臣(財務大臣及び経済産業大臣)は、所要の経済制裁措置を発動することができる。

(注)警察庁刑事局組織犯罪対策部に置かれた犯罪収益移転防止管理官(JAFIC or Japan Financial Intelligence Center)は、我が国の新たなFIUとして同法に定められた国家公安委員会の事務を補佐する役割を担っている。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

41. わが国のマネロン関係の措置

外為法に基づく、経済制裁措置：

イラク前政権の機関等及びイラク前政権の高官又はその関係者等、タリバーン関係者等やテロリスト等、ミロシェヴィッチ前ユーゴスラヴィア大統領等、リベリア前政権の高官又はその関係者等、コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等並びにコートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等に対する資産凍結措置。

なお、2006年9月19日現在、北朝鮮のミサイルまたは大量破壊兵器計画に関する者、団体に対する、支払い、資本取引が許可制に移行。

また、同年10月14日北朝鮮を原産地または船積み地とする貨物の輸入及び仲介貿易取引が禁止された。

イランに関しては、2007年2月16日、イランの核拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する資金の移転の防止及び貨物の輸入の禁止等について、を発表し、翌日、施行。

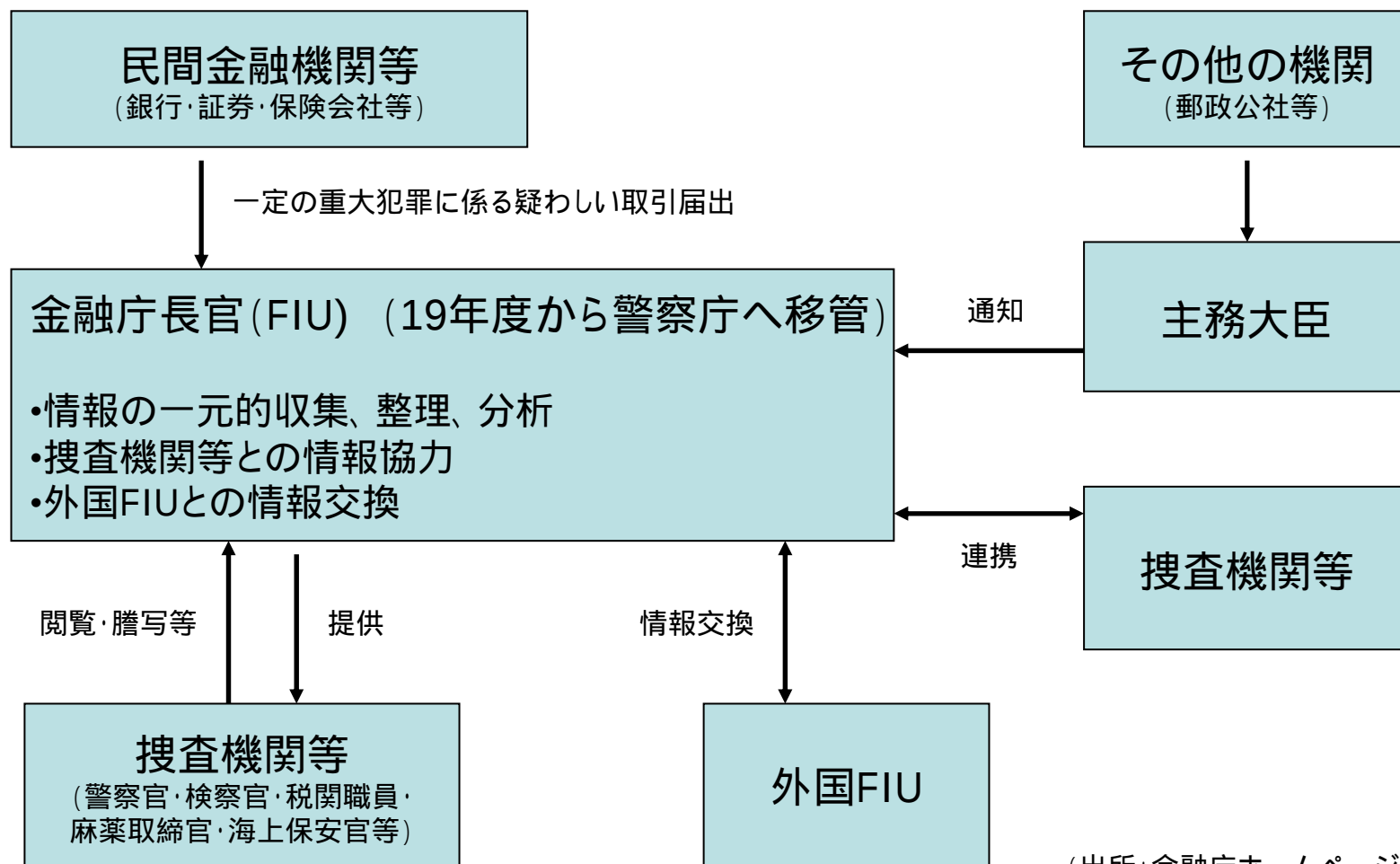
これにより、イランの核活動等に関与する者に対する資産凍結措置、寄与する目的で行われる資金移転の防止措置、関連する品目のイランからの調達禁止措置が発動されている。

更に、2007年5月18日付けで、国連安保理制裁決議1737および1747に基づき、あらたに13団体15個人を制裁対象に追加。これには、Bank Sepahも含まれている点に注意。

詳しくは、財務省HPをご参照のこと。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame.html>

42. 日本における「疑わしい取引の届出制度」



(出所:金融庁ホームページ)

43. 金融庁による、テロ資金供与・マネーロンダリング防止に係る主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正について

2007年1月、以下の改正に関するパブリック・コメント募集を公表。

1. 改正の趣旨

テロ資金供与・マネーロンダリング防止のための取組みは、金融市場にとって信頼確保の観点から極めて重要。このような取組みは、北朝鮮問題への対応など我が国自身にとっても重要な課題であるとともに、国際的にも、バーゼル銀行監督委員会において「銀行監督のためのコアとなる諸原則」が改訂され、コルレス先や顧客属性の一層の把握などの実務的な取組が盛り込まれるなど、テロ・マネロン防止態勢強化の動きが見られるところ。

本件は、このような状況を踏まえ、バーゼル銀行監督委員会が示した諸原則の改訂内容を盛り込むため、今般、主要行等及び中小・地域金融機関向けの監督指針について所要の改正を行うもの。

2. 主な改正点

本人確認や疑わしい取引の届出を的確に実施しうる内部管理体制の構築が組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼確保の観点からも重要である旨を明確化するとともに、そのための内部管理態勢の整備にあたり

コルレス先や顧客の属性把握の重要性、

金融サービスが濫用されている恐れがある場合における銀行内部の適切な報告・管理態勢の構築の重要性

これらを可能にするための、研修態勢・マニュアルやシステムの整備の重要性等、監督上の着眼点を明確化。

→ マネロン防止態勢に関する内部統制態勢の整備・強化を求めるもの。

【主要行等向け総合的な監督指針 平成19年6月】

- 3 - 1 - 3 - 1 - 2 主な着眼点

(2)「疑わしい取引の届出」を行うに当たって、顧客の属性、取引時の状況その他銀行の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。

特に、「疑わしい取引の届出」のための態勢整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。

銀行の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析する態勢が構築されているか。

上記態勢整備に当たっては、国籍(例：FATFが公表するマネー・ロンダリング対策に非協力的な国・地域)、公的地位、顧客が行っている事業等の顧客属性や、外為取引と国内取引との別、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様が十分考慮されているか。

44.-1 米国財務省高官の最近の発言【AML関係】

日 時:2007年10月25日

機 会:イランに関する制裁対象の追加について:財務省声明

発言者:ポールソン財務長官(抄)

イランは、核開発能力の拡充、長距離ミサイルの開発、テロリストへの財政支援のために、国際的な「カネの紐帯」を拡張しつつある。

イランとの取引においては、取引相手が誰であるかを見極めることや、意図せずイランの不法行為を幫助しないようにすることなどは、不可能に近い。最近のFATFの警告もイランとのビジネスが極めて高いリスクを孕んでいる事を確認するものである。

本日、米国は、Bank Melli, Bank Mellat, Bank Saderatというイランの大手3行を制裁対象に指定した。これらの銀行は、イランの大量破壊兵器の拡散活動やテロリストへの支援を幫助してきている。われわれは、世界中の責任ある銀行や企業に対して、Bank Melli, Bank Mellat, Bank Saderatやイラン革命防衛隊とのいかなる取引も取りやめることを求める。

イランの無法行為が知れるにつれ、世界中の多くの銀行が、分別と品位の問題として、イランとの取引はリスクに見合わないと判断している。

< 参考 >

日 時:2007年10月25日

機 会:イランに関する制裁措置について:国務省・財務省共同声明

発言者:ライス国務長官

(本日、イラン革命防衛隊や国営銀行他が制裁対象に指定されたことに関し、これらの諸団体・個人と)米国人、米国企業はいかなる金融取引を行ってはならず、かれらの資産が米国の司法管轄内に入った場合には、即座に凍結されることになる。(中略) 繰り返すが、米国は、あくまでも外交的にイランの問題を解決しようと考えている。

44. -2 米国財務省高官の最近の発言【AML関係】

日 時:2008年3月12日

機 会:プレスリリース

発言者:リービー財務次官

Future Bankは、Bank Melli、Bank Saderatが株主(各々33%ずつ保有)の銀行で実質的にBank Melliの支配下にあることから、OFACは、バーレーンのFuture BankをSDN(イラン制裁措置)に指定した。

バハレーン政府は、Future Bankに対し、金融システムから遮断するために必要な責任のある措置を既に取りっている。

日 時:2008年3月6日

機 会:ホワイトカラー犯罪評議会でのスピーチ

発言者:リービー財務次官

金融措置が有効に機能した例として、北朝鮮やイランへの金融制裁が挙げられる。

北朝鮮のいくつかの企業を大量破壊兵器不拡散を目的として制裁対象に指定し、また、Banco Delta AsiaをUSA Patriot Act 311条の特別懸念先に指定した。その結果、世界中の民間金融機関が制裁指定者や北朝鮮自体との取引を止め、北朝鮮を経済的に孤立させることに成功した。これが、国務省の交渉に大いに役立ったのは間違いない。

我々は、この教訓を生かして、イランに対して同様のプレッシャーをかけている。(後略)

ある銀行がイランとの取引に利用された例を皆さんにお話しよう。イラン原子力エネルギー機構の関連会社(これは国連安保理決議1737で制裁対象に指定された先)がイラン国内に原子力発電所を2基建設するための入札広告をインターナショナル・ヘラルド・トリビューンに掲載した。その際、入札権利金の振込み口座として国際的な銀行の名前を広告に掲載していた。この銀行に照会したところ、その口座はイラン外務省からの依頼でウィーンでのイラン外交団がIAEAとの協議に使う口座として開設したということであった。(後略)

<http://www.ustreas.gov/press/releases/hp863.htm>

44. -3 米国財務省高官の最近の発言【AML関係】

日 時:2008年2月28日

機 会:反誹謗中傷リーグ(The Anti-Defamation League)でのスピーチ

発言者:キミット財務副長官

自分は30年間に渡って国家安全保障の仕事に携わってきたが、もっとも重大な懸念の一つはイランからの脅威である。イランからテロリストに渡った数百万ドルの資金は、イランによる核開発能力の拡大や大陸間弾道弾の開発と併せて、米国、EU諸国のみならず中近東諸国への脅威となっている。イランは、IAEAの提案や国連安保理の決議を無視し続けている。イランのテロリストへの支援は引き続き脅威である。イランの金融機関や企業が国際的な金融システムに浸透することは、イランのこれらの活動を支援することになっている。

日 時:2007年10月12日

機 会:FATFによるイランに対するマネロン上の懸念表明について:財務省声明

発言者:ポールソン財務長官

FATF (The Financial Action Task Force 金融活動作業部会 = マネロンに関する政府間協議の場)は(10月11日)、国際金融システムに対するイランの脅威を明らかにする、画期的な一步を踏み出した。

金融機関は、過去2つのイランに関する国連安全保障理事会決議やFATFのステートメントにならって、イランとの取引が孕む巨大なリスクについて、十分に思いを致すべきである。

日 時:2007年5月10日

機 会:米国上院安全保障委員会(The U.S. Senate Homeland Security and Governmental Affairs Committee)における証言

発言者:財務省 テロ・金融犯罪対応戦略室 ポンシー課長

(発言のポイント)

- ・ 米国財務省は、テロ・金融犯罪対策の分野において、(従来の枠を超えて)民間分野への関心を強めており、特に、米国内のイスラム社会をよりよく理解し、慈善団体が悪用されるべきでないということに関心を持っている。
- ・ 特に慈善団体が悪用されないようにするため、各種慈善団体協会、税務当局やFBIなどの関係省庁とも緊密に連携し、啓蒙活動やガイドライン作りを進めたい。

44. -4 米国財務省高官の最近の発言【AML関係】

日 時:2007年4月19日

機 会:「ウォルフスバーグ・グループによる支払指図書透明化基本原則(注)の公表を受けて」財務省声明

発言者:リービー財務次官

主要金融機関が、支払指図書の透明化を進めるということで合意したことを歓迎する。

国際間の資金決済における透明化向上により、金融機関はテロリスト活動、資金洗浄、大量破壊兵器拡散、その他の犯罪行為に巻き込まれるリスクを減らすことができる。

米国財務省や他の金融監督当局は、この前向きな努力を評価し、他の金融機関がこの基本原則を採用することを勧め、また他の監督当局にも同様の対応を求めてゆく。

(注) ウォルフスバーグ・グループ:世界の主要12行でつくるマネロン対応の協議機関。欧米の有力行が1999年、資金洗浄防止の国際的指針を策定する目的で結成。現在は米シティグループ、UBS、英バークレイズなど12行で構成しており、日本からは三菱東京UFJ銀行がアジアで唯一参加している。2007年4月19日、透明性向上の基本原則として

- (1)送金内容を隠す目的で電文を省略、削除、変更しない、
 - (2)他の金融機関が検知することを妨げることを目的とする如何なる支払手段を採用してはならない、
 - (3)他の金融機関から送金人について照会があれば、法律の範囲内で、できるだけ協力する、
 - (4)コルレス関係にある金融機関がこれらの原則を採用するよう推奨する——など
- 四項目で合意。取引先にもこの原則を守るよう求めていくことになった。

44. -5 米国財務省高官の最近の発言【AML関係】

日 時:2007年4月18日

機 会:米国下院外交委員会公聴会での証言

発言者:グレイザー次官補代理、ズービンOFAC課長

一般論として、ドルの送金は米国金融機関を経由して行われており、米国金融機関(含む米銀在外支店、外銀在米支店)は米国の反マネロン法規制に従う必要がある。

他方、米国外の金融機関についても、風評リスクやビジネス・リスクの観点から、米国のみならず母国の法的義務は無いにも拘わらず、自発的に米国のマネロンとの戦いに協力してくれている。

財務省の高官は、昨年来、世界中の40以上の主要金融機関と面談し、イランとのビジネスに伴うリスクについて意見を交換してきた。その結果、多くの主要金融機関が、イランとの取引を縮小させ、取りやめている。

2005年9月にBanco Delta Asia(BDA)をU.S.A. Patriot Act 311条の「最懸念先」として指定し、1年半の調査期間を経て2007年3月14日に最終決定し、米国金融機関に対し、同行とコルレス関係を結ぶこと、維持すること禁じ、米国金融システムから隔離した。これは、米国に金融システムを保護することのみならず、世界中の金融機関に不法な行為への関与に注意を促す効果があった。

財務省は、米国や諸外国民間金融機関との対話のみならず、国務省らと協力して、国連、G7、サミット、FATFなどのマルチの国際協力の枠組みの中で、テロ、大量破壊兵器拡散との戦いを引き続き強化してゆく。

44. – 6 米国財務省高官の最近の発言【AML関係】

日 時:2007年4月17日

機 会:モーリン&マイク・マンスフィールド財団における日米関係に関する講演「日本と米国:かけがえのないパートナー」でのスピーチ

発言者:キミット財務副長官

日本は、国際社会と共にテロや大量破壊兵器拡散と戦っており、特に米国とは、北朝鮮やイランへの制裁に関し国連の場で立場を共有している。

日本は、イランへの国連安保理制裁決議1747号に関し、イラン核開発やミサイル開発の関係者資産凍結に踏み切り、そのリーダーシップを示すべきである。

米国は9・11以降、マネロン防止に関する法制強化や国連決議に迅速に対応できるように法整備を進めており、日本も同様の国内法整備を進めるべき。

また、日本は、意図的に金融犯罪に関与し資金を洗浄したものを捜査、送検しやすくできるよう、法律を改善すべき。

日 時:2007年3月27日

機 会:国連安保理決議1747号の決議についての財務省声明

発言者:キミット財務副長官

米国財務省は、国連安保理が全会一致で1747号決議を採択したことを歓迎する。これは、2006年12月のイラン核開発に反対する国連安保理決議1737号を拡大し強化するものである。

特記すべきは、Bank SepahとBank Sepah Int'l plcが大陸間弾道弾の開発に融資し支援したという理由で1747号決議において制裁対象として明記されたことである。

44. - 7 米国財務省高官の最近の発言【AML関係】

日 時:2007年3月19日

機 会:Banco Delta Asia (BDA)における北朝鮮関連凍結資産の処分に関する財務省声明

発言者:グレイザー次官補代理(於:北京)

BDAにおいて凍結されている北朝鮮関連資産の処分に関し、米国政府と北朝鮮政府は理解を共有した。

北朝鮮政府は、BDAに在る略25百万ドルの資産を中国銀行本店(北京)の北朝鮮外国貿易銀行の口座に移したいと申し出た。

北朝鮮は、六カ国協議の枠組みの下で、これらの資金は自国民の人道的支援、教育目的にのみ使われるものであると誓約した。

この凍結資産の処分は、以後、マカオ政府の判断によって決定されるので、北朝鮮政府はマカオ政府と協議することになる。

他方、U.S.A. Patriot Act311条に基づくBDA向けの金融制裁は依然有効である。(当部注:したがって、ドル送金
はできない。)

日 時:2007年3月14日

機 会:Banco Delta Asia(BDA)に対するU.S.A. Patriot Act311条に基づく措置の最終決定に関する財務省
声明

発言者:リービー財務次官

本日(3/14)、財務省は、2005年9月に指定したBDA向けの「最懸念先」指定を最終決定した。この措置は30日以内に発効するが、これにより、米国金融機関はBDAとのコルレス契約を禁止され、BDAは完全に米国金融システムから排除される。

これは、BDAが自行の大口顧客の本人確認、取引内容の精査を怠り、北朝鮮の違法な取引が、同行および同行を通じて金融システムを利用することを許したためである。

44. - 8 米国財務省高官の最近の発言【AML関係】

日 時:2007年3月7日

機 会:「中東における貿易、財務、キャッシュマネジメントに関する第5回年次総会」でのスピーチ(於ドバイ)

発言者:リービー次官

茲許、自分は中東各国の政府関係者、中央銀行関係者と、イランの核開発の問題、テロの問題について意見を交換し、イランへの投資の危険性について述べてきたが、基本的に、自由貿易や自由な資金のフローが世界の貿易や各国経済の発展に資するという立場に変わりはない。

しかしながら、今一度、この場でイランとの取引に関係することの風評リスク、ビジネス・リスクを強調したい。

イランの革命防衛隊(IRGC)は、政府系機関や公共交通機関のマネジメントに浸透しており、イラン経済への影響力を強化しており、イランとの商売では、知らず知らずのうちにテロ、大量破壊兵器拡散に巻き込まれる恐れがある。

世界中の主要金融機関や大手企業はイラン取引のリスクを再評価し、取引の見直しを始めており、たとえば、UBS、HSBC、Standard Chartered、Commerzbank他はイランとの取引をやめている。

再度、この場で皆さんに強調したいことは、イランとの商売を続けることが、果たして賢明なことであるのか、よく検討してほしいということ。

44. - 9 米国財務省高官の最近の発言【AML関係】

日 時:2007年1月9日

機 会:Bank Sepah宛OFACによる制裁発動に関する財務省声明

発言者:リービー次官

本日(1/9)、財務省はBank Sepah、英国子会社、Bank Sepah会長個人を大量破壊兵器およびその運搬手段の開発に協力したとの判断で、米国の法律に基づく制裁対象として指定した。

イラン政府は、国営銀行や関連企業を通じて、大量破壊兵器の拡散やテロ活動を幫助している。

その観点から、昨年9月にはハマスやヒズボラ、パレスチナ聖戦機構などのテロ組織への支援を理由にBank Saderatへの制裁を発動した。

Bank Sepahが支援しているミサイル開発企業(SHIG, AIO)は、北朝鮮の大陸弾道弾の輸出企業(KOMID)と密接な関係があり、KOMIDのミサイル技術はイランに流出している。

日 時:2006年9月16日

機 会:G7財相会談でのスピーチ(於シンガポール)

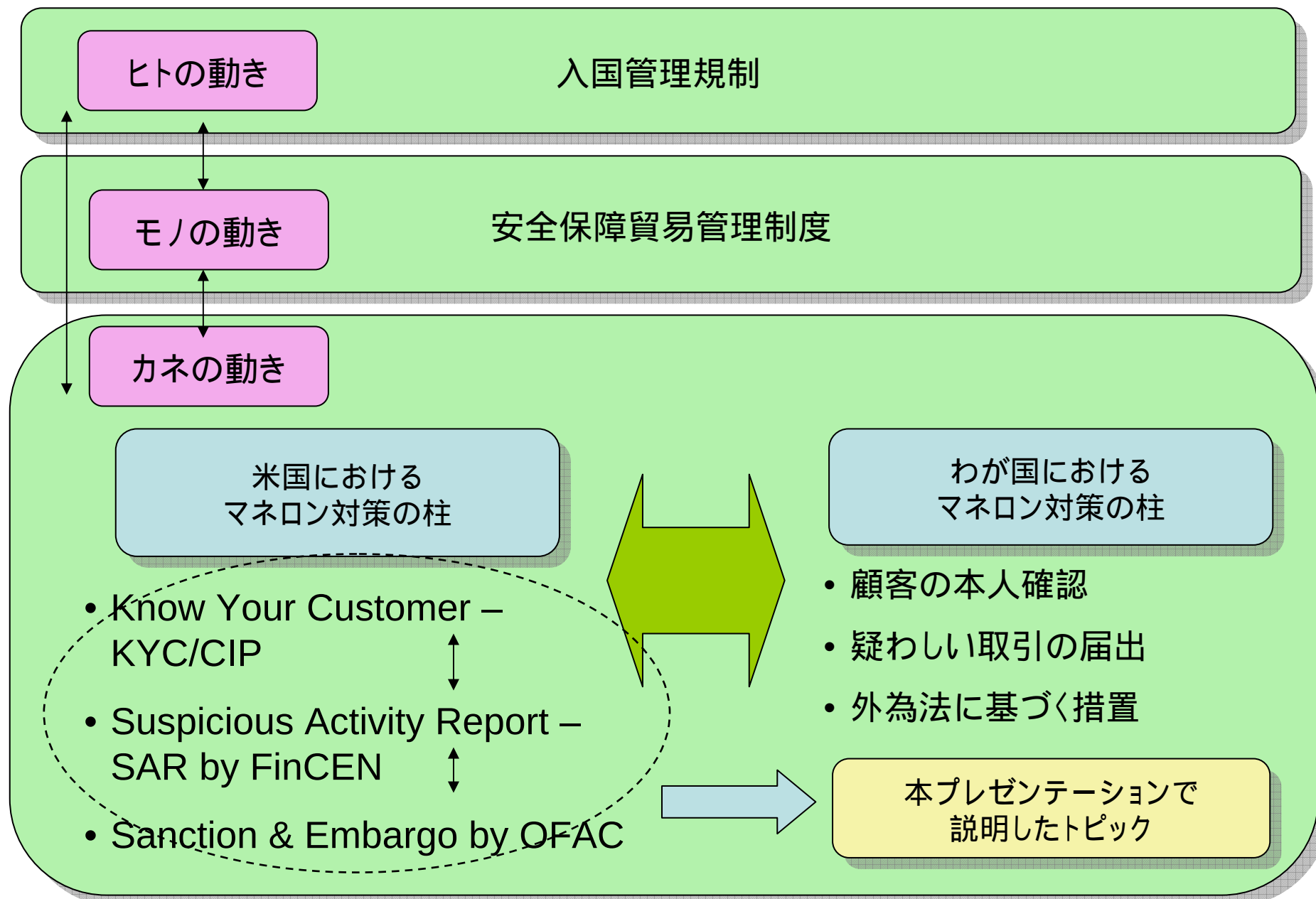
発言者:ポールソン財務長官

G7の枠組によって、金融市場のsafety, soundness, securityを確保するのと同じように、われわれは、テロ活動への金融支援、マネーロンダリング活動、大量破壊兵器の拡散への支援を含む違法な金融行為に対して、一致団結して立ち向かっていかななくてはならない。

これらの努力の中には、国際的な標準レベルに達していない国を検知することも含まれる。

われわれは、北朝鮮やイランの問題についても討議し、また、国際的なAML/CFTの枠組の標準化を進めてゆくこと、特にFATFに活動において、IMFや世銀との協力の重要性を認識した。

マネーロンダリング対策のポイント



(参考)FATFの勧告 (JAFIC 警察庁刑事局組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官HPより)

FATF (Financial Action Task Force on Money Laundering : 金融活動作業部会) は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合。2001年9月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的役割を果たしている。

FATF参加国・地域及び国際機関

FATFへの参加国・地域及び国際機関は、現在、OECD加盟国を中心に、以下の32か国・地域及び2つの国際機関です。
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジルカナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、中国、欧州委員会(EC)、湾岸協力理事会(GCC)

FATFの主な活動内容

- マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準(FATF勧告)の策定及び見直し
- FATF参加国・地域相互間におけるFATF勧告の遵守状況の監視(相互審査)
- FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の推奨
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

40の勧告

FATFは、1990年に、マネー・ローンダリング対策のために各国が法執行、刑事法制及び金融規制の各分野でとるべき措置を「40の勧告」としてまとめ提言した。

その後、FATFは、1996年に、疑わしい取引の届出制度の義務づけ等を含む改訂を行い、さらに、その後の世界的なマネー・ローンダリングの方法・技術の巧妙化・複雑化を踏まえ、その対策を向上させるため、2001年から、各国の民間部門等の協力も得つつ、新たな見直し作業を開始し、2003年6月には、再改訂された「40の勧告」を発出した。

再改訂に際して、「40の勧告」に新たに盛り込まれた主な点は以下のとおり。

- ・ マネー・ローンダリングの罪として処罰すべき範囲の拡大及び明確化
- ・ 本人確認等顧客管理の徹底
- ・ 法人形態を利用したマネー・ローンダリングへの対応
- ・ 非金融業者(不動産業者、宝石商・貴金属商等)・職業専門家(法律家、会計士等)へのFATF勧告の適用
- ・ FIU、監督当局、法執行当局など、マネー・ローンダリングに携わる政府諸機関の国内及び国際的な協調

(参考)FATFの勧告 (JAFIC 警察庁刑事局組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官HPより)

「9の特別勧告」(FATF Special Recommendations on Terrorist Financing)

FATFは、2001年9月の米国同時多発テロ事件発生後のG7財務大臣声明(同年10月)を受けて、同月中に、テロ資金対策に関する特別会合を開催し、テロ資金供与に関する「8の特別勧告」を策定・公表した。この「8の特別勧告」については、2004年10月に「キャッシュ・クーリエ(現金運搬人)」に関する9つ目の特別勧告が追加されて「9の特別勧告」となった。

「9の特別勧告」の主な内容は以下のとおり。

- ・ テロ資金供与行為を犯罪とすること(特別勧告)
- ・ テロリズムに関係する疑わしい取引の届出の義務付け(特別勧告)
- ・ 電信送金に対する正確かつ有用な送金人情報の付記(特別勧告)(注)

(注)「特別勧告 の解釈ノート」(Interpretative Note to Special Recommendation)により、各国は1,000ドル/ユーロを超える送金に正確かつ有用な送金人情報を付記することが求められている。

相互審査について

FATFは、各メンバー国・地域に対し、順次、その他のメンバー国により構成される審査団を派遣して、審査対象国におけるマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の法制、監督・取締体制、マネー・ローンダリング犯罪の検挙状況など様々な観点から、FATF勧告の遵守状況について相互に審査している。

我が国に対する相互審査は、過去、1993年と1997年の2度にわたり実施されたが、2005年から、各メンバー国・地域に対し、2003年6月に再改訂された新勧告を基準とする第3次相互審査が開始されている。

なお、第3次相互審査については、従前の相互審査とは異なり、その審査結果が公表されることになっている。

評価は各項目について、以下の四段階評価：

(Compliant (C), Largely Compliant (LC), Partially Compliant (PC), Non-Compliant (NC))

参考：金融庁による疑わしい取引の参考事例

疑わしい取引の参考事例(預金取扱い金融機関) (出所：金融庁HP)

(全般的な注意)

以下の事例は、金融機関等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して金融機関等において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、金融機関等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

1 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、入出金(有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。)を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合にもかかわらず敢えて現金による入出金を行う取引。

2 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額である場合。

3 多量の小額通貨(外貨を含む。)により入金又は両替を行う取引。

4 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引。

第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例

5 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金。

6 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した入出金。

7 住所と異なる連絡先にキャッシュカード等の送付を希望する顧客又は通知を不要とする顧客に係る口座を使用した入出金。

8 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した入出金。屋号付名義等を利用して異なる名義で多数の口座を保有している顧客の場合を含む。

9 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る口座を使用した入出金。

参考：金融庁による疑わしい取引の参考事例

第3 口座の利用形態に着目した事例

10口座開設後、短期間で多額又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約又は取引が休止した口座に係る取引。

11多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引。

12口座から現金で払戻しをし、直後に払い戻した現金を送金する取引(伝票の処理上現金扱いとする場合も含む。)。特に、払い戻した口座の名義と異なる名義を送金依頼人として送金を行う場合。

13多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合。

14多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合。

15匿名又は架空名義と思われる名義での送金を受ける口座に係る取引。

16通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引。

17経済合理性から見て異常な取引。例えば、預入れ額が多額であるにもかかわらず、合理的な理由もなく、利回りの高い商品を拒む場合。

第4 債券等の売買の形態に着目した事例

18大量の債券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。

19第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。

20現金又は小切手による多額の債券の買付けにおいて、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用せず、本券受渡しを求める顧客に係る取引。

第5 保護預り・貸金庫に着目した事例

21保護預り及び信託取引の真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例については、「第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。

22貸金庫の真の利用者を隠匿している可能性に着目した事例については、「第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。

23頻繁な貸金庫の利用。

参考：金融庁による疑わしい取引の参考事例

第6 外国との取引に着目した事例

24他国への送金にあたり、虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引。特に、送金先、送金目的、送金原資等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引。

25短期間のうちに頻繁に行われる外国送金で、送金総額が多額にわたる取引。

26経済合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引。

27経済合理性のない多額の送金を他国から受ける取引。

28多額の旅行小切手又は送金小切手(外貨建てを含む。)を頻繁に作成又は使用する取引。

29多額の信用状の発行に係る取引。特に、輸出(生産)国、輸入数量、輸入価格等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引。

30資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客が行う取引。特に、金融庁が監視を強化すべき国・地域として指定した国・地域に係る場合(31・32において同じ。)。

31資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)との間で顧客が行う取引。

32資金洗浄対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)から紹介された顧客に係る取引。

第7 融資及びその返済に着目した事例

33延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。

34融資対象先である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。

参考：金融庁による疑わしい取引の参考事例

第8 その他の事例

35公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。

36複数人で同時に来店し、別々の店頭窓口担当者に多額の現金取引や外国為替取引を依頼する一見の顧客に係る取引。

37顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。

38自行職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。

39自行職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条(犯罪収益等隠匿)又は第11条(犯罪収益等収受)の罪を犯している疑いがあると認められる取引。

40偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。

41取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。

42暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。

43職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。

44その他(公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引等)